

(開会)

課長： ○○委員が若干おくれるというお電話が入っておりますので、始めさせていただきますと思います。

皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は都市計画課長の○○と申します。よろしく願いいたします。

今年度、第2回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、新たに任命された方が1名いらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。

小平警察署長の○○委員がご転任されまして、ご後任に○○委員が新たにご就任されました。一言、ご挨拶をお願いいたします。

委員： 簡単に自己紹介させていただきますけれども、前任は大田区、品川区を管轄させていただいた交通起動隊長ということで、そこから参りました。

警察官になりたてのときは調布警察署にいました。最初のほうの幹部学校は3回関東管区警察学校、小平市という、こじつけですけども、小平や多摩地区に縁があると申せば、そういった地縁がございます。どうぞよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。

本日の審議会でございますが、諮問案件が6件、報告案件が2件ございます。

それでは、これより○○会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(開会の辞)

会長： それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

ただいまの出席委員数13名、定足数に達しておりますので、これより、平成27年度第2回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に○○委員、○○委員を指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

(傍聴許可)

会長： 次に傍聴人でございますが、本審議会の傍聴申し込みが1名あります。傍聴人として決定いたしますので報告をいたします。ただいまから入室を許可いたします。

(市長挨拶)

会長： それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願います。

市長： 皆さん、こんにちは。
本日は、大変お忙しい中、本審議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。
また、平素から市政に関しまして、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。
本日も審議いただきますのは、「小平都市計画地区計画の決定」など6件の案件でございます。
また、報告事項といたしまして、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」及び「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」のご報告をいたします。
都市計画を初め市政運営に当たりましては、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに沿った街並みを形成し、いきいきとして充実した生活を送れる活力あるまちづくりを目指して、鋭意努力を続けてまいります。
何とぞ、よろしく願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席いたします。ご理解のほどお願いいたします。

（市長退席）

会長： それでは、諮問第2号から5号までは関連いたしますので、合わせて一括審議します。提案説明を事務局よりお願いをいたします。

課長： それでは、諮問第2号「小平都市計画地区計画小平大和線沿線地区地区計画の決定、栄町地区地区計画及び小川西町五丁目地区地区計画の変更について」、諮問第3号「小平都市計画用途地域の変更について」、諮問第4号「小平都市計画高度地区の変更について」、諮問第5号「小平都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、一括でご説明させていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました、資料1-①、A4判、「小平都市計画地区計画小平大和線沿線地区地区計画の決定及び関連する地区計画の変更並びに小平都市計画用途地域等の変更について（概要）」、続いて、資料1-②、A3判、「小平都市計画小平大和線沿線地区・栄町地区・小川西町五丁目地区地区計画総括図」、資料1-③、A4判、「小平大和線沿線地区地区計画計画図」、資料1-④、A4判、「栄町地区地区計画の変更計画図」、資料1-⑤、A4判、「小川西町五丁目地区地区計画の変更計画図」、資料2-①、A3判、「小平都市計画用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域総括図」、資料2-②、A4判、「小平都市計画用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域計画図」、資料2-③、A4判、「小平都市計画用途地域の変更」、資料3、A4判、「小平都市計画高度地区の変更」、資

料4、A4判、「小平都市計画防火地域及び準防火地域の変更」でございます。

皆様、不足はございませんでしょうか。

それでは、資料1-①に沿って概要を説明させていただきます。なお、正式な都市計画決定図書に関しましては、資料1-②から資料4までになります。

最初に、諮問第2号、「小平大和線沿線地区地区計画の決定」についてご説明いたします。

地区計画制度でございますが、地区計画とは、景観・環境などに配慮した良好な住環境を形成または保全するための「地区のルール」として、都市計画法第12条の5で定められた都市計画でございます。

資料1-①をごらんください。

上段の、「都市計画を決定及び変更する区域」の図をごらんください。

『1新規「小平大和線沿線地区」地区計画』と書かれた、点線及び斜線で示した範囲が、今回新たに決定いたします、小平大和線沿線地区計画の区域であり、小平都市計画3・4・10号小平大和線という名称の都市計画道路でございます。小平大和線の東大和市境から富士見通りまでの間が整備されたことに伴いまして、小平市都市計画マスタープランに基づき、住環境に配慮した沿道サービス施設の立地を誘導するため、新たに地区計画を定めるものでございます。

次に、『3変更する「栄町地区」及び「小川西町五丁目地区」地区計画』と書かれた、網かけで示した範囲をごらんください。

こちらは、土地区画整理事業により、公共施設が整備された、栄町地区及び小川西町五丁目地区の地区計画が決められております。新たに地区計画を定めます小平大和線沿線地区地区計画は、この二つの地区計画を横断するものでございます。

(1)、所在地の現況等でございますが、位置といたしましては、都市計画道路の道路端から20メートルの範囲にある、栄町二丁目、三丁目、小川西町一丁目、五丁目各地内となります。面積は、約6.6ヘクタールでございます。

次に(2)、地区計画の目標でございますが、生活に密着した地区幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導と、後背地の住宅地との調和を図ることを目標としております。

次ページをごらんください。(3)主な地区整備計画の内容でございますが、建築物の敷地面積の最低限度といたしまして、ゆとりある敷地規模を確保するとともに、敷地の細分化を防止するため、最低敷地面積を120平米としております。また、土地区画整理事業区域外の区域は100平米としております。

壁面の位置の制限では、建築物の外壁の位置を道路境界線から1メートル以上、隣地境界から0.7メートル以上離すものとしております。

建築物等の高さの最高限度は、15メートルとしております。

建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限では、建築物の外壁や工作物の色彩を、周辺の住環境と調和を図り、落ちついた色調とするものとしております。

垣またはさくの構造の制限では、生け垣または透過性のあるフェンスとしております。

続きまして、諮問第3～第5号、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更についてご説明します。

申しわけございませんが、1ページに戻っていただきまして、図をごらんください。

「2用途地域等を変更する区域」と書かれた、斜線で示した範囲が、今回の変更区域となります。小平大和線沿線地区地区計画にあわせ、沿線の一体的街並みが形成されるよう、既に定められている西側の点線で示された範囲と同様の、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域に変更いたします。

2ページに戻っていただきまして、(1)所在地の現況等でございますが、位置といたしましては、小川西町一丁目及び小川西町五丁目各地内、面積は約3.5ヘクタールでございます。

(2)、変更の内容についてご説明します。

用途地域に関しましては、現在の第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%容積率80%）から、第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%容積率200%）に変更いたします。第二種中高層住居専用地域に変更になりますと、第一種低層住居専用地域で建築できる住宅などの他に、中規模の店舗や事務所が立地できるようになります。

高度地区に関しましては、現在の「第1種高度地区」から、「25メートル第2種高度地区」に変更いたします。

なお「25メートル第2種高度地区」に指定いたしますが、先ほどご説明いたしました地区計画の建築物等の高さの最高限度の制限によりまして、高さは15メートル以下に抑えられます。

防火地域に関しましては、現在の「指定無し」から、建築物の延焼の防止を図るため、「準防火地域」に指定いたします。

続きまして、「栄町地区及び小川西町五丁目地区地区計画の変更について」ご説明いたします。

たびたび申しわけございませんが、1ページに戻っていただきまして、図をごらんください。

『3変更する「栄町地区」及び「小川西町五丁目地区」地区計画』と書かれた、網かけで示した範囲となります。

既に地区計画が定められている既存の二つの区域から、新たに策定する小平大和線沿線地区地区計画の区域を除いた面積に変更するものでございます。

3ページにお戻りください。(1)所在地の現況等でございますが、位置といたしましては、栄町地区地区計画は、栄町及び小川西町一丁目各地内、小川西町五丁目地区地区計画は、小川西町五丁目地内

となります。

(2) 変更の内容をご説明いたしますと、二つの地区につきましては、地区計画の目標を、新たに策定する小平大和線沿線地区地区計画と調和した、良好な居住環境を誘導・維持していく内容に変更していきます。また、面積につきましては、栄町地区地区計画は約22.9ヘクタールから約20.6ヘクタールに、小川西町五丁目地区地区計画は約7.4ヘクタールから約6.0ヘクタールに、小平大和線沿線地区地区計画の区域を除いた面積に、それぞれ変更となります。

その他、栄町地区地区計画に関しましては、建築基準法の改正により、現在の第二種中高層住居専用地域では既に建築が制限されておりますホテルまたは旅館、自動車教習所及び畜舎の「建築物等の用途の制限」の記載を削除いたします。

なお、その他建築物の高さや、最低敷地面積等の建築物に係る制限につきまして、変更はございません。

以上が、諮問第2号から第5号までの提案説明でございます。

なお、本案につきましては、都市計画法の規定によりまして、平成27年8月28日に、小川西町地域センターにおきまして、地区計画原案の住民説明会を行いました。その後、平成27年11月5日付で東京都知事との協議を行い、平成28年1月12日から26日までの2週間、案の縦覧をいたしました。特にご意見はございませんでした。

今後、本都市計画審議会の諮問を経まして、都市計画決定をする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

会 長 : ご苦労さまでございました。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
〇〇委員。

委 員 : 何点か質問というか、参考に教えていただきたいと思うんですけれども。

まず、これは栄町と小川西町に区画整理事業をやって、その上に該当していない地域ですか、それを全部、それぞれ地区計画があったものを一つにあわせるということの理解でよろしいのかというのが、1点目。

そうすると、第二種中高層住居専用地域というのですか、建ぺい率60%の容積率200%で25メートル第2種高度地区とか、条件がよくなる場所がありますよね。今のところよりもね。そうすると、これは参考までなんですけど、公示価格等評価は当然公示が上がれば路線価とか固定資産税なんか関係してくるわけですから

も、評価が上がるということは考えられるのかということ。これはあくまでも本当にこの次の質問の参考までなんですけど、区画整理が行われたときに、そういうふう用途地域がよくなるよということ減歩なり換地のときに計算に入れてやっているものなのかということ。もう1点は生産緑地がこの小川西町のほうには両側で6カ所程度含まれるかと思うんですけども。そうすると、用途地域の条件がよくなることによって、利用の活用というか、変更が催促されるというか、早まるようなことは考えられないかという、この4点です。

会 長 : 以上のご質問でございます。

課長補佐 : それでは1点目の栄町及び、既にありました小川西町五丁目の地区計画との今回の新規で定めた地区計画の関係性でございますけれども、三つを一体でというものではございません。それぞれ独立した地区計画として今回定めているというものでございますので、新規で一つ増えたという取り扱いでございます。

それから2点目の用途緩和によりまして、路線価、地価への影響でございますけれども、基本的に今回、それだけ土地利用の可能性が広がるということから考えますと、土地の価格が上がる上昇方向に働く要因があるかというふうには考えてございます。実際問題、土地の評価額、もしくは路線価が今より上がるかということにつきましては、今後の地価の動向によって変わってまいりますので、確実に上がるとは今のところは言い切れない状況ではございますけれども、今回の緩和につきましては、プラス要因に働くものというふうには考えてございます。

それから3点目の地区計画を定めるということ前提として区画整理事業が行われていたかということでございますけれども、今回の地区計画を前提として、減歩、換地、精算等に影響したというようなことは、当時なかったのではないかというふうには認識してございます。

それから4点目の生産緑地の土地利用の転換がこれによって早まるのではないかということでございますけれども、これにつきましては、基本的に生産緑地はもともと土地区画整理事業の中にあつたところがほとんどでございますので、道路が通るということで、利便性は上がりますけれども、特にそれによりまして、早く生産緑地の宅地化が進むというようなことには今回の地区計画に関しましては、影響はないかと思えます。あくまでも土地利用者のご意向次第かと思えます。

以上でございます。

委員： 1点だけ。区画整理時の関係で換地処分によってそこへ換地されますよね。その方々にとっては用途地域が変わったと、条件がよくなったということは逆に、言葉は悪いですけども、よくもうかったと言ったらいけないけど、条件がよくなったのかという考え方でよろしいんですかね。

課長補佐： 条件がよくなったということにはなろうかと思えますけれども、ただ、今回の区画整理事業の土地の区域内の方、もしくはそれ以外の方も今回の道路の整備の恩恵は等しく受けるものでございますので、区画整理の方だけが特に得したというようなことにはならないかとは思われますけれども、ただ、区画整理事業をするときには、既にこの都市計画道路の計画決定はありましたので、その辺は織り込み済みなのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかに。

〇〇委員。

委員： 何点かお伺いします。

まず栄町二丁目と小川西町五丁目の戸数なんですけれども、居住されている方は何戸くらいで、生産緑地がぽつぽつと残っていたかなというふうに思っているんですが、大体どれくらいの割合になっているのか、お示してください。

それから、地区計画というのは私は全戸の判子が必要だというふうに自分では思い込んでいたんですけども、そういうものではなくていいんでしょうか。市がこういうふうに網をかけることで、説明会をやって、質問とかそういうことがなければ、もうそれでオーケーということなのかどうかをお示してください。

それから、資料についてなんですけれども、1枚目の隣接地域の住環境に配慮した沿道サービス施設の立地を誘導するためという文章があるんですけども、どういうものをイメージされているのか、お示してください。私なんかはぱっと思い浮かぶのは、青梅街道と府中街道の小川交差点のあたり、沿道のすぐ後ろは本当に静かな住宅街が広がっているんですけども、沿道はすごくけばけばしい、議会でもたびたび出てくるような看板のある店舗とか、24時間営業をするような店舗とか、そういうものが誘致されていると思うんですけども、私の立場からは、そういうのは来てもらっちゃ困るなというふうに思うんですが、市としては沿道サービス施設の立地ということなんです、どういうものをイメージされているのか、お示してください。

それから3ページ目の表の中で、建築物等の用途の制限を削除するということがあるんですが、わざわざホテルまたは旅館、自動車教習所及び宿舎の記載を削除しますというふうになっているんですが、これは制限しないということで、どうぞ来てくださいということだと思っんですが、そういうものではないんでしょうか。何かそういう動きがあったのか、削除ということは、制限しないよということなんじゃないかな。その辺を明らかにしてください。

以上です。

会 長 : 担当課長補佐。

課長補佐 : まず一つ目の沿道の今回新たに定める地区計画の範囲内の住宅戸数でございますけれども、こちらで把握している戸数といたしましては、戸建て住宅、共同住宅あわせてですけれども、およそ170戸というふうに認識してございまして、所有者の数といたしましては、460名程度というふうに把握してございます。

二つ目の生産緑地がどれくらいの割合が含まれているかということにつきましては、申しわけございませんけれども、数値としては手持ちがございませんけれども、沿道部分に生産緑地が接しているということについては認識はしてございます。

それから三つ目のこういう制限をかける場合、全員の同意が必要なのではないかということでございますけれども、都市計画法上、全員の同意を取らなければ、都市計画決定できないという規程にはなっておりません。今回住民への説明会は2回実施しております。時期をずらして2回実施しておりますし、縦覧も2回実施しております。かつ、今回制限をされるお宅にはポスティングによりまして、こういう制限をしますよという地区計画の内容のご案内もしており、それについてのご意見が特にございませんでしたので、今回都市計画決定の手続に入ったということでございます。

それから、沿道サービス施設のイメージでございまして、基本的にロードサービス型と言われる、いわゆるコンビニエンスストアとか、ファミリーレストランといったような形態のものを想定してございまして、今回のこぶし通りにつきましては、制限内容が青梅街道の風致地区の制限と非常に似ております。緑化の制限はないですけれども、建物の高さであるとか、あと今回の用途を変更する奥行きは、20メートルまでしか変えません。その奥は第一種低層住居専用地域ですので、基本的には日影の規制、道路車線規制から考えますと、後背地に影響を及ぼしてしまいますので高い建物が建ちづらいいですね。そういったことで青梅街道にかなり近いイメージの規制になります。府中街道とはちょっとまた違うのか

なというふうには考えてございます。

それから、最後、法改正の用途制限にホテル旅館などを除くという、削除の関係でございませけれども、こちらにつきましては建築基準法が改正されまして、今の第二種中高層住居専用地域内では、ホテル、旅館、自動車、宿舎は建てられないものですので、あえて地区計画で二重にそれを規定するということを整理したというようなことで、今回緩和したわけではなくて、今の制限に法律をあわせたというようなことでございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 最後のところなんですけれども、ここで制限をしなくても法の縛りがあるからということで、そういう理解でよろしいんですか。

会 長 : 担当課長補佐。

課長補佐 : もともと改正前はこの制限を入れておかないと、こういったものが来てしまう可能性があったということでございますけれども、法改正によりまして、制限がなされましたので、それにあわせて地区計画を整理したということでございます。

以上でございます。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ほかに。

○○委員。

委 員 : 今までのイメージでいくと、3・4・10号線沿い、ちょうど今十三小の南側にスーパーの交差点付近は若干高い建物が、マンション等が建っていると思いますが、あれが通り沿いよりもっと東のほう、小川西町のほうにもああいうものも建てることできるようになるという理解でいいんでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

それとあと、この3・4・10号線は、西は東大和市のほうへつながっていく道路だったと思うんですが、東大和市のほうはどのようになっているんでしょうか。用途というか、地区ですね。その辺について伺います。

会 長 : 2点ですか。

担当課長補佐。

課長補佐 : 1点目の十三小通りに今ありますマンションですね。今の用途制限では、あの規模の建物であれば建築は可能、またスーパーも建築が可能ということで考えてございます。

それから二つ目の東大和市側の用途地域でございませけれども、こちらと同じく第二種中高層住居専用地域となっております、た

だ、東大和市側は地区計画がございませんので、小平市側とは少し制限内容に異なる部分があるかとは存じます。

以上でございます。

委員：わかりました。そうしますと、1点目はわかったんですが、2点目の3・4・10号線は今後、府中街道へ延伸がされて六小通りにつながるというようなイメージなんですけど、これ六小通りで今の現状はどうなのか、それとそれがもし将来つながった場合は都市計画の変更も考えられるのかとか、それについてはどうでしょうか。

会長：担当課長補佐。

課長補佐：府中街道への延伸ということで、後ほど優先整備の話も出てくると思うんですけども、道路整備がなされますと、やはり16メートルの幅員の道路ということで、整備効果を上げるために、やはり一定の用途変更なりの検討は必要かとは思いますが。候補としては今回の延長線上ということで、第二種中高層住居専用地域が有力かとは思いますが、どのような用途地域にするか、もしくはどのような制限内容にするかということにつきましては、今後、周辺住民の皆様のご意向を伺いながら、選択していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

会長：ほかにございますか。

〇〇委員。

委員：1点伺います。先ほど〇〇委員から質問があったのに関連しているんですけども、土地の用途が変わるとか、条件がある意味では緩和されるとか、よくなると。それで、土地の評価額がプラス方向に変わる可能性があるとか、それは地価の動向によるという話がありまして。要は都市計画によって経済的にどういう変動が、どういう影響があるかというのを、住民説明会のときに住民の方が土地が上がっちゃ困ると、年金で暮らしているのに、固定資産税が今より上がっちゃうのは困りますよと。だから反対だという人がいるし、そういう声にはどう答えられるのかということ。

それから、一方では、売りたい人は用途が緩和されれば、買い手が高く買ってくれると。やっぱりそれはプラス方向ですよ。もう一方では、地区計画ですから、幾つか制限をかけますよね。高さ制限とか。そうすると、いやここはちょっと制限がかかり過ぎているから買いたくないというマイナス方向に動く場合もあるじゃないですか。そういう土地の価格、いわゆる経済の面からアメリカの都市計画なんかは、特にそういうことなんですよね。単なる環境がよくなるとか、雰囲気とか、状況が見た目とか、そういうんじゃない

て、それをどう経済に生かすか。だから年金暮らしの人は相続が起こると、別に売りたいわけじゃないけど、相続税が上がっちゃうとか、それは困ると。でも、いや売りたい人はいいいわけですよ。今より高く、上がると。そういうシミュレーションというのですか、研究というのは、情報をお持ちなんではなかろうか。市は。

ですから、住民への説明会の際にあつた質問に対して、市民にプラス方向になる可能性があるというくらいしか答えられなかったわけで、反対だという人はそれじゃ困ると。要は同意をしたくないという人には、どう皆さんお答えになったのか。それに対して、その答えイコール、こういう場合にはこういうケースがあつて、それはもうプラスの面、マイナスの面がありますよと。それできちんと話をして、納得してもらふということができるとはなかろうか。

ちょっと難しい話かと思ひますけれども。その辺、いかがでしょうか。

会 長 : 担当部長。

部 長 : 確かに住民への説明会の際に、そういったご質問も出ております。私どももそういったものを受けまして、いろいろ確認もしましたが、今回の地図、資料で言いますと、この資料1の栄町のほうの地区ですね。こちらのほうはもう既に道路が先にできておりましたので、こちらの沿道はもともと用途地域が上がっております。そこともう少し東側にくると、道がなかった時点で、沿道の用途地域が上がっていなかったところもあるんですが、その境目以降で、その辺で既に用途地域による影響があるかどうかという、現在の路線価も確認したんですが、それによる影響というのは余り見られなかったです。路線価自体は駅から近いかどうかであるとか、その辺の影響によってどうやら決まっているということで、用途地域が上がっているかどうかでは、差はちょっとこちらのほうでは見られなかったところがございます。

あわせて、当初説明申し上げましたが、それ以外の要素というのでもかなり絡んでまいりますので、用途地域を上げたことで、すぐに相続税や固定資産税の影響が出るというふうには、ちょっと言い切れないんじゃないかというふうには考えているところがございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : わかりました。多分そういう話で、住民の方もある程度わかっていただけたのかなと思ひますが、とにかくこういう視点がなかなか都市整備のほうでは、苦手な部分じゃないですか。そういう経済的な。その辺の視点を特に駅前整備だとか、地権者の経済的な影響につ

いて出てくると思うんで、その辺はしっかり情報収集していただいて、説明会とかでもうまく答えられるようにしていただければと思っています。

会 長 : 要望でいいですね。
ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

会 長 : 特にないようでございます。質疑も尽くしたようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

諮問第2号「小平都市計画地区計画小平大和線沿線地区地区計画の決定、栄町地区地区計画及び小川西町五丁目地区地区計画の変更について」。

諮問第3号「小平都市計画用途地域の変更について」。

諮問第4号「小平都市計画高度地域の変更について」。

諮問第5号「小平都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 : ありがとうございます。
異議なしということでございますので、そのように決定をいたしました。

それでは、次の案件に進みます。

諮問第6号及び第7号は関連いたしますので、合わせて一括審議いたします。引き続き、提案説明を事務局よりお願いをいたします。

課 長 : それでは、諮問第6号「小平都市計画一団地の住宅施設鈴木町団地の住宅施設の変更について」、諮問第7号「小平都市計画地区計画鈴木町一丁目恵泉地区地区計画の決定について」関連案件として一括でご説明いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料5-①、A4判、「小平都市計画一団地の住宅施設鈴木町団地の住宅施設の変更及び小平都市計画地区計画鈴木町一丁目恵泉地区地区計画の決定について(概要)」。

資料5-②、A3判、「一団地の住宅施設の変更総括図」。

資料5-③、A4判、「小平都市計画一団地の住宅施設鈴木町団地計画図」。

資料5-④、A4判、「小平都市計画一団地の住宅施設の変更」。

資料6-①、A3判、「鈴木町一丁目恵泉地区地区計画総括図」。

資料6-②、A4判、「鈴木町一丁目恵泉地区地区計画計画図」。

資料6-③、A4判、「小平都市計画地区計画の決定」、でござい

ます。皆様、不足はございませんでしょうか。

それでは概要を説明させていただきます。なお、正式な都市決定図書に関しては、資料5-②から資料6-③までとなります。

まず、諮問第6号「鈴木町団地の住宅施設の変更について」ご説明いたします。

資料5-②、A3判、「一団地の住宅施設の変更総括図」をごらんください。

右側中段が鈴木町団地の住宅施設となります。西武多摩湖線一橋学園駅から東へ約1.2キロメートルに位置し、北側が小平第九小学校に隣接している区域でございます。

資料5-①をごらんください。

昭和45年に良好な居住環境や、生活利便性を高める施設を計画的に整備するために定める「一団地の住宅施設」の都市計画が決定され、防衛省の施工で宿舎の建築とあわせ、道路、公園など一体的な整備が行われましたが、国家公務員宿舎削減計画に伴い、宿舎の廃止が決定されました。このため一団地の住宅施設の見直しを行い、地区計画に移行するため鈴木町団地の住宅施設の廃止の変更をいたします。

次に、諮問第7号、「鈴木町一丁目恵泉地区地区計画について」ご説明いたします。

一団地の住宅施設を廃止するとともに、南側に位置します国立大学等の学生寮も含めた街区を、地区計画の範囲といたしまして、小平市都市計画マスタープランに掲げる整備方針に基づき、将来にわたり良好な街区形成のための建てかえを適切に誘導し、周辺の住宅地と調和した良好な居住環境が維持されるよう地区計画を定めるものでございます。

1、所在地の現況等でございますが、位置は鈴木町一丁目101番1外、面積は約2.1ヘクタール、用途地域は、第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%、絶対高さ25メートル、準防火地域となっておりますが、「一団地の住宅施設」においては、建ぺい率20%、容積率70%に制限されております。こちらを廃止し、地区計画の制限を新たに定めるものです。

次に、2、地区計画の目標でございますが、周辺の低層住宅地と調和する良好な住宅地としての居住環境を将来にわたりまして維持していくことを目標としています。

次に、3、主な地区整備計画の内容でございますが、地区施設の配置及び規模でございますが、一団地の住宅施設として整備された恵泉通り東、西公園を、地区施設として配置し、将来にわたって公

園としての環境を維持してまいります。

公園の位置につきましては、資料6-②、「鈴木町一丁目恵泉地区地区計画計画図」をごらんください。東側の公園を一号、西側の公園を二号として、地区施設として配置いたします。

申しわけございませんが、資料5-①にお戻りください。

建築物等の用途の制限でございますが、「第一種低層住居専用地域で建築することができる建築物」に限定しまして、住宅、住戸の数が3戸以上の長屋を除きます。共同住宅、寄宿舍または下宿、診療所、公益上必要な建築物等以外は建築できないように制限いたします。

建築物の容積率の最高限度では、共同住宅、寄宿舍または下宿の場合は150%、これ以外の場合は100%としております。

2ページにいきまして、建築物の建ぺい率の最高限度では、共同住宅、寄宿舍または下宿の場合は40%、これ以外の場合50%としております。

建築物の敷地面積の最低限度では、共同住宅、寄宿舍または下宿の場合は1,500平米、これ以外の場合は120平米としております。

壁面の位置の制限では、道路境界線及び隣地境界線並びに公園までの距離を、共同住宅、寄宿舍または下宿の場合は2メートル以上、これ以外の場合を0.7メートル以上としております。

建築物等の高さの最高限度では、共同住宅、寄宿舍または下宿の場合は15メートル以下、これ以外の場合10メートル以下としております。

建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限では、外壁、工作物の色彩は周辺の住環境と調和を図り、落ちついた色調とすることとしております。また、自家用広告物は、表示面積が5平米を超えないものとしております。

垣またはさくの構造の制限では、生け垣または透過性を有するフェンスとしております。

以上が、諮問第6号から第7号までの提案説明でございます。

なお、本案につきましては、都市計画法の規定により、平成27年10月23日に、鈴木地域センターにおきまして、地区計画原案の住民説明会を行いました。その後、平成27年12月3日付で東京都知事との協議を行い、平成28年1月12日から26日までの2週間、案の縦覧をいたしましたが、特にご意見はございませんでした。

今後、本都市計画審議会の諮問を経まして、都市計画決定をする

予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会 長 : ご苦労さまでした。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
〇〇委員。

委 員 : これまでも喜平町二丁目につきまして、国の官舎が売却される前に、地区計画ということで、あのときとほぼ同じと理解してよろしいんですかね。あそこもセットバックだとか、垣さくだとか手前に樹木を残して公園をととか、いろいろあったんですけども。

まず質問の1点目は、今ここの官舎の廃止の経過というのは、どういう状況なんでしょうか。国立大学の学生寮が南の部分にあって、残りがコの字型になっている、そこが売られるのか。でも、地区計画は全体をかけるわけですよ。それで、南側には都市計画道路の計画があるし、都市計画道路はそういう土地の利用の変更等があったときを狙って、整備を少しでも進めていかないと、まだ小平市の都市計画道路の整備率は非常に低いんですよ。そういうところと関連があるのかなど。その辺の経過と、今どういう状況になっているのか。ちょっと教えていただけますか。

それから、2点目は先ほどの喜平町で地区計画を決定したときと大きく違いがあるのかです。

それから3点目は、一団地の住宅施設は小川東町の小川住宅にかかっていると思うんですけども。ほかに小平市って、そういうところはあるんでしょうか。

以上です。

会 長 : 担当課長補佐。

課長補佐 : それでは、現在の経過ということでご説明いたします。

現在は、昨年9月にあそこに住まれていた方につきましては、全員退去されまして、今のところは空き家状態という形になっております。その間に、あそこはもともと防衛省が所管していたんですけども、売り払いに備えてということで、今、財務省に所管が変わっているということでございます。

現在、財務省が売り払い手続を進める前段といたしまして、例えば地元自治体であるとか、あと周辺自治体、それから公的な団体ですね、福祉団体とか、そういったところに取得のあっせんというような形で、何かそういう使い方をしませんかという呼びかけをしているということを4月まで行うというふうに聞いてございます。その中でふさわしいものがあれば、その施設が建つということになるんですけども、その部分のもし取得の要望がないとか、もし

くはマッチングしなかったということでございますと、6月ごろから不動産鑑定を実施いたしましたして、それで売り払い価格の決定手続に入るということでございます。

その後、来年の1月ごろに売り払いのための公告をするということで、2月にその公告に応じた入札者が札入れをしてくるということで、その後、開札して、落札事業者が決定して、3月に売却されると聞いてございます。

現在の建物は、落札事業者が自分で壊すということで聞いてございますので、あの建物については事業者が確定するまでは、あのまま残るといふふうに聞いてございます。

その周辺の状況でございますけれども、両側についている、今回地区施設にしました公園につきましては、そこも財務省が持っている土地でございますして、市が借り上げ公園として管理をしているというものでございますので、以前はその公園も含めて売却することで、財務省のほうから申し入れがございましたけれども、やはり地元の方が長らく使っていらっしやったということもございまして、公園部局もあそこの公園はぜひ残したいという声がございましたので、その辺を財務省のほうに伝えまして、市もあそこの公園を存置する、もしくはあの公園の中にかなり木が茂っておりますので、そういった緑を保全するための地区施設としたいということで申し入れたところ、そうすると、もう公園以外の使い方ができなくなってしまいますので、それだともう売り物にならないということで、公園については売り払い範囲から外すということになってございます。ですので、財務省の所有のまま、借り上げ公園として存続するということが、とりあえず決まっております。

それから、南側の学生寮につきましては、それぞれ青森県の学生寮とあと東京学芸大学の学生寮がございまして、こちらについてはそれぞれの法人が所有してございまして、あそこにつきましては一団地ではないですけれども、やはり私どもといたしましては、道路に四方を囲まれた一街区として制限をかけませんと、もし万が一、学生寮の用途を廃止して、事業者に売り払われてしまいますと、あそこに8階建てのマンションが建ってしまう可能性がございまして、そうなりますと、今までの良好に維持されていた環境が壊れてしまうということがございましたので、青森県、東京学芸大学に交渉をいたしまして、北側の一団地と同じ制限をかけさせてくださいとお願いいたしましたところ、承諾いただけたことで、あの街区については同じ規制がかかることが決まったものでございます。

それから、さらに南側は都市計画道路の計画線が通ってございまして、こちらについては、その整備は今回の地区施設とはまた切り離して、将来時期が来ましたら必要な整備を行っていくということで、今回の地区計画と都市計画道路については特に何か重い関連性があるというものではございません。

今回は喜平町二丁目の官舎跡と規制内容が同じかどうかということでございますけれども、参考にはいたしまして、ただ全く同じで

はございません。容積率は150%で同じですけれども、建ぺい率が10%下げて40%になっております。それから高さにつきましては、5メートル下げて、15メートルということで、喜平町二丁目の前例を参考にしつつ、やや厳しめの地区計画となつてございますので、喜平町二丁目に建っているマンションと同規模くらいにはならないのかなど。もう少し小ぶりになるんではなかろうかと考えてございます。

それから、三つ目の一団地の住宅施設でございますけれども、都市計画決定されている一団地の住宅施設は小川団地のみということでございます。

以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(なしの声)

会 長 : ほかにないようでございますので、質疑を終結し、ここで議決を行いたいと存じます。

それでは、諮問第6号「小平都市計画一団地の住宅施設鈴木町団地の住宅施設の変更について」、諮問第7号「小平都市計画地区計画鈴木町一丁目恵泉地区地区計画の決定について」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 : ありがとうございます。

異議なしの声でございますので、決定といたします。

以上で諮問等については終了いたしまして、続いて、これより報告案件が2件ございます。

担当課より報告の後、質疑の時間をとりたいと思います。

では、最初に「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」、担当課より報告をお願いいたします。

担当課長補佐。

課長補佐 : それでは、「小平市都市計画マスタープラン改定中間まとめの意見募集について」をご報告いたします。

本日お配りしております報告資料①-1をお手元におとりください。

昨年12月開催の本審議会におきまして、それまでの取組状況をご報告してまいりましたが、今後の予定などを改めてご説明させていただきたいと思います。

1といたしまして、実施の主旨でございます。

平成26年度より改定作業を進めております「小平市都市計画マスタープラン」について、これまでの改定の取り組みを踏まえ、全

体構想までの「中間まとめ」を作成しましたので、中間まとめに関する市民意見を広く募集し、改定案を検討する際の参考とさせていただくことを目的として実施をいたします。

2として、実施方法でございます。

期間は、本年3月25日金曜日から、4月25日月曜日までのおおむね1か月でございます。

募集方法は、電子メール、ファクシミリ、郵送または持参といたしております。

「中間まとめ」の閲覧場所は、市役所都市計画課、市民相談課、東部・西部出張所、市ホームページでござらんになれます。

意見募集の周知の方法につきましては、市ホームページへの掲載、3月20日号の市報、「まちづくりカフェ」参加者及び市民モニターへの案内郵送、駅構内でのチラシの配布、まちづくりサロン及び出張まちづくりサロンにより行います。

なお、来年度中に「都市計画マスタープラン改定（案）」を策定した際にも、パブリックコメントを実施する予定となっております。

3、全体構想中間まとめでございます。

「第1部はじめに」から「第3部全体構想と実現に向けた取り組み」までの目次を記載してございますが、前回のご報告からの変更点としましては、第3部を全体構想としておりましたが、第1章を全体構想とし、第2章は全体構想を補完するものへ構成を変更いたしました。また、第3章は、「部門別の整備方針」から「まちづくりの整備方針」へ表現を変更してございます。

報告資料①-2と①-3をお手元におとりください。

①-2が、ひとまず現在までの検討内容を「中間まとめ」として整えた冊子でございます。今後の地域別構想の検討を進める中で、全体構想もさらに充実していく予定となっております。

それでは、この「中間まとめ」につきましては、A3判の報告資料①-3「中間まとめ概要」を用いまして、ご説明いたします。A3判のほうをお取りください。

1、都市計画マスタープランとは。1-1目的、四つ目の◆でございますけれども、都市計画マスタープラン、これは現行のものでございます。都市計画マスタープランにあるまちづくりの理念は継承しつつ、めざすべき将来都市像の実現に向けた取り組みを一層推進することを目的に、都市計画マスタープランの見直しを行うとしております。

1-2役割、(2)土地利用の規制・誘導や都市基盤の整備、市街地開発事業などの都市計画を定める際の、基本的な指針となります。

1-3 目標年次、(1) 具体的な目標年次につきましては、平成29年度から平成38年度の10年間としております。

2、マスタープランの見直しの視点でございます。

①超高齢社会・人口減少への対応、②鉄道駅を活かした都市の方向性、③持続可能なまちづくりの推進、④参加と協働のまちづくり、⑤関連法令・計画などとの整合を見直しの視点としております。

3、まちづくりの理念とめざすべきまちの将来像でございます。

3-1 まちづくりの理念、こちらにつきましては、長期総合計画と同じ「いいかお」「いいさと」「いいあした」としております。

3-2 まちの将来像、誰もが便利に住みこなせるまち、誰もが地域資源に魅せられて暮らしたくなるまち、誰もが安心して快適に暮らせるまち、としております。

なお、今後の検討の中で、よりふさわしいフレーズに変更してまいります。

3-3 将来都市構造、これまでの「鉄道駅を中心とした利便性の高い生活圏の形成をめざす」という基本的な考え方は踏襲しつつ、メリハリのある役割・機能分担と互いの交流を支える連携軸（ネットワーク）の強化を図ることで、市全体としての都市機能の向上をめざし、持続可能な都市の形成を図る、としております。

4、まちづくりの戦略として、今後10年間で優先的に取り組むべき五つの戦略を設定しました。

“顔”の見えるまちをつくる、みどりを感ずる“くらし”のあるまちをつくる、新たな“にぎわい”を育むまちをつくる、“ひと”が中心のまちをつくる、市民の“ちから”でまちをつくる、として、それぞれに戦略的な施策展開を示しております。裏面をごらんください。

5、まちづくりの整備方針（部門別）でございます。

部門別として、五つの方針を設置しております。先ほどの「まちづくりの戦略」と「部門別整備方針」の関係といたしましては、「まちづくりの戦略」は、市民になじみやすいという視点、この「部門別」につきましては、行政側からの視点という整理をしております。

まず、土地利用の方針でございます。(1) 住宅地から順に商業地、工業地、幹線道路沿道、農地・生産緑地、公共用地でございます。

次に、道路・公共交通ネットワークなどの整備方針につきましては、(1) 道路ネットワークの形成から順に公共交通ネットワークの形成、その他としまして駅前広場の整備、自転車駐車場の整備を掲げてございます。

次に、安全・安心なまちづくりの方針、(1) 災害に強い市街地・都市基盤等の形成、(2) 日常の暮らしにおける安全・安心の確保でございます。

水と緑のまちづくりの方針、(1) 水と緑の保全と活用から、順にみどりの創出、みどりに対する意識の醸成でございます。

次に、良好な住まいづくりの方針、(1) 良好な住環境づくり、(2) 誰もが生き生きと住み続けることができる住環境づくりでございます。

以上が中間まとめの概要の説明でございます。

引き続きまして、恐縮でございますが、最初の報告資料①-1にお戻りください。4、平成27年度市民アンケート調査報告でございます。

小平市都市計画マスタープランの改定に当たり、基礎資料とすることを目的に実施したものでございます。

実施期間は、今年の8月下旬から9月下旬でございます。

調査対象は、市内に住所を有する18歳以上の市民2,000通(無作為抽出)でございます。

主な設問の内容といたしまして、小平市内の暮らしのイメージについて。市民の生活行動について。駅の役割について。小平市のみどりの保全についてでございます。

また「まちづくりカフェ」参加者及び市民モニター募集も追加で、ここで行ってございます。

裏面をごらんください。

調査結果でございますが、配布数2,000通に対しまして、回収数569通、回収率28.5%ございました。

また、まちづくりカフェ参加希望者、市民モニター登録者、まちづくりフォーラム参加者にも配布いたしまして、配布数149通に対し、回収数59通、回収率39.6%ございました。

報告書につきましては、現在、製本中でございますので、完成したものを後日、お手元に郵送させていただきます。

5、今後の主な予定でございます。

(1) まちづくりサロン、市民意見募集期間中に、中間まとめに関する説明会や意見交換の場を設け、これまでの改定の取組状況などについてもパネル展示するものです。

①平成28年3月29日火曜日から、④平成28年4月7日木曜日まで、ごらんの日時と会場で開催いたします。

(2) 出前講座「出張まちづくりサロン」、市民からの申し出により職員が出向き、中間まとめの内容について説明し、ご意見を伺う

場として、「出張まちづくりサロン」を実施するものでございます。

対象としましては、市内に在住、通勤、通学している10人から30人程度の団体やグループといたします。実施期間は、意見募集期間内といたします。

(3) 市議会特別委員会、平成28年4月14日木曜日に小平市都市計画マスタープラン全体構想特別委員会が予定されておりまして、そこでご意見を伺います。

来年度中の完成に向けた主な改定作業でございますが、地域別構想の検討、素案の作成を進め、年内には、都市計画マスタープラン改定(案)を整えてまいります。

「小平市都市計画マスタープラン改定中間まとめの意見募集について」の報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長 : 報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」、何かご質問があれば、お受けいたします。

特にございませんか。

(なしの声)

会 長 : ないようでございますので、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項2件目の「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(案)について」、担当課より報告をお願いいたします。

(〇〇課長入室)

課 長 : それでは、職員の紹介をさせていただきます。

都市計画道路担当課長の〇〇でございます。

担当課長 : 〇〇でございます。今日はよろしく願いいたします。

会 長 : 説明のほうをよろしく願います。

担当課長 : それでは、改めまして〇〇と申します。よろしく願いいたします。

それでは、私から1件報告がございますので、お手元の資料をご参照願います。

私からは、昨年12月18日に公表されました「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」こちら案でございますけれども、こちらについてのご報告でございます。

お手元の資料②-1「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(案)」概要版をごらんください。

本整備方針(案)でございますけれども、現在施行中の「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」と申しますが、こちらの計画期間が平成27年度で終了するため、東京都と特別区及び26市2町が協働で東京の都市計画道路が果たすべき役割、整備の基本的な方向性、将来都市計画道路ネットワークの検証

や、優先整備路線の選定を検討した内容を案として取りまとめ、公表したものでございます。なお、整備方針（案）の全文につきましては、東京都のホームページ等に掲載しております。

整備方針（案）の主な内容でございますが、大きく6点示されております。資料をお開きください。

はじめに、概要版の1ページでございます。「1 東京の新しい道路づくりに向けて」では、都市計画道路の整備状況、東京がめざすべき将来像、道路整備の「基本理念」、「基本目標」や整備方針（案）の検討の流れがまとめられています。

「整備方針（案）の流れ」では、四つの基本目標である「活力」、「防災」、「暮らし」、「環境」を踏まえ、東京都において将来都市計画道路ネットワークの検証を行い、未着手の都市計画道路について、必要性を確認し、必要性が確認された路線と、確認されなかった路線により、「優先整備路線」、「計画検討路線」、「見直し候補路線」といった位置づけに仕分けいたしました。

続いて、概要版2ページ、「2 第四次事業化計画（優先整備路線の選定）」では、今後10年間の優先整備路線の考え方として、東京全体を捉えた将来像や、広域的な課題に加え、地域の将来像や、地域的な課題解決に向け、六つの選定項目を設定し、事業の継続性や実現性などを踏まえ、総合的に判断した315路線、223キロメートルを東京の優先整備路線として位置づけております。

市内の優先整備路線の位置等は、後ほど資料を交えてご報告いたします。

ここからはページを飛ばしまして、概要版の11ページをごらんください。

「3 将来都市計画道路ネットワークの検証」でございます。こちらでは、1ページの「整備方針（案）の流れ」でも触れました、将来都市計画道路ネットワークの検証の考え方をまとめております。未着手の都市計画道路を対象に、道路の果たすさまざまな役割や機能を考慮し、今後も必要な都市計画道路とはどのようなものか、15の検証項目を設け、検証を実施いたしました。

中でも見直し候補路線は、いずれの検証項目にも該当しない区間として、今後、計画廃止や幅員縮小などを含め、都市計画道路としてどのようなあり方が最も適切か、検討する路線として位置づけられているものでございます。市内に位置づけされた区間はございませんが、12ページの下段、オレンジ色の部分にございますとおり、区市合わせまして、9区間が位置づけされているところでございます。

11ページに戻りまして、下段の「4 計画検討路線」でございます。必要性が確認された都市計画道路の中には、計画幅員や構造など、都市計画の内容について、検討を要する路線があるため、今後、各路線の課題に応じて、道路線形、幅員、構造などについて、地元の意見などの把握に努めながら検討し、必要な都市計画の手続きや、事業化に向けた準備を進めていくものです。

今回の整備方針（案）では、12ページから13ページの紫色の部分にある28区間が位置づけられているところがございます。

続いて、概要版14ページ、「5 都市計画法第53条に基づく「都市計画道路区域内における建築制限の緩和」」をごらんください。従来は、優先整備路線以外の区域について、本来2階建てまでの建築制限であるところを3階建てまで認める緩和を行ってきましたが、整備方針（案）では、3階建てニーズへの対応、地権者の負担軽減や円滑な事業の推進への影響等を総合的に勘案し、これまで優先整備路線以外を対象にしていた建築制限緩和の範囲を優先整備路線を含む全ての路線に拡大する予定です。

今後の市の対応につきましては、詳細について「小平市都市計画施設の区域内における建築の許可に関する基準」を一部改正し、4月より施行する予定で調整を進めております。

14ページ下段の「6 今後の都市計画道路整備に向けた取組」では、優先整備路線の完成により東京の都市計画道路の完成率が約8割となりますが、選定しなかった都市計画道路は今回必要性を確認しているものの、事業着手までにさらに期間を要することになります。こうしたことから、優先整備路線の早期整備とあわせ、残る都市計画道路について今後も引き続き社会経済情勢の変化や、東京全体の都市づくり、地域的な課題などに的確に対応していくため、都市計画道路網のあり方を検討していくとされています。

最後になりますが、市内の優先整備路線と東京都及び市で開催したオープンハウス、パネル展示の状況を報告いたします。

資料②-2をごらんください。こちらの資料は整備方針（案）の公表にあわせ、市報及び市ホームページに掲載した市内の優先整備路線の位置を示した図とオープンハウス、パネル展示の案内でございます。

市内の優先整備路線でございますが、整備方針（案）では、都施行2路線、市施行2路線、その他施行2路線の計6線、3,180メートルが優先整備路線として示されているところがございます。

具体的には、都施行路線につきましては、小平3・3・3号線で、1カ所は西東京市境から花小金井南町二丁目、ちょうどせいぶ通りのところまでの区間。もう1カ所は都市計画道路である小平3・4・17号線、小金井街道のところから小平3・4・7号線、新小金井街道までの区間でございます。

市施行路線につきましては、昨年、市においてオープンハウスを行い、都市計画変更や、事業化に向けた研究、検討を進めている小平3・4・10号線の府中街道先までの延伸区間及び第三次事業化計画に引き続き、事業化に取り組む東京街道以北の小平市3・4・19号線を位置づけております。

その他施行といたしましては、地元において、再開発事業準備組合の取り組みが進んでいる小川駅西口の小平3・4・12号線、及び小平駅北口から東京街道以南の小平3・4・19号線が位置づけ

されております。

さて、このたびの整備方針（案）の策定では、2月10日まで東京都が実施したパブリックコメントの期間に合わせて、そのフォローアップや、情報提供の一環として、1月の中旬から下旬にかけて東京都においてはオープンハウス、市ではパネル展示を開催しております。

市において、1月12日火曜日から16日土曜日まで開催したパネル展示につきましては、市職員も会場に常駐いたしまして、展示内容のご案内やご質問にも対応いたしました。なお、五日間のご来場者はおおむね230人でございました。

今後の予定でございますが、現在公表中の整備方針（案）は、2月10日までに実施したパブリックコメントも参考にしながら、年度末までに新たな整備方針として取りまとめられる予定でございます。

報告は以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。

報告が終わりました。

ただいまの報告事項、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）について」、何かご質問がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

特にございませんか。〇〇委員。

委 員 : 1点だけなんですけど、この第四次を決定するに当たって、東京都から、市の意見としての照会があったかと思うんですけども、それで、小平市からは、市施行の分については、意見を述べられて、都施行の分については、全く意見を述べられていないかと思うのですが、それはもう東京都がやることだから、市から言うことはないという判断だったんでしょうか。

1点だけです。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 今委員からもございましたとおり、こちらの次期整備方針は、東京都と特別区と26市2町のコラボという形になりますか、特に優先整備路線につきましては、東京都の都施行部分、また市は市施行部分、23区は23区部分ということで、それぞれが一体になった形でございます。

当然、小平市としては、市施行部分について、責任をもってどこのところを優先整備路線にするかというところについて、市の中でも検討をして、これまでの検討経過なども踏まえて、市としてはここを優先整備路線にしてほしいということで、東京都に要望しております。

また、都施行路線につきましては、こちらは東京都の多くは広域的なネットワークの形成とか、あとは防災とか、そういったものに資する路線ということで、東京都はこれまで検討してきた内容がこちらの中に入っているということで、東京都が考えるべき内容がこ

ちらのほうに優先整備路線に入っているということでございます。

その中で、確かにこのところを優先整備路線にしていましてという報告は、この冊子が出る前段ではゲラ刷りのような形ではお話はございましたけれども、そのあたりは東京都のほうは東京都としての仕事の中の一環で示されたということで、いわゆるこれを優先整備路線に位置づけていいのでしょうか、だめでしょうかとかいうような、そういったお話というのは市のほうにはございませんでした。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : そうしますと、次の段階になると、市からいろいろ意見を言えるという状況になるんでしょうか。3・2・8号線のときもそうでしたよね。照会があって、市長からの意見書というのがこの場に諮問されたかと思うんですけども、具体的には3・3・3号線なんですけれども、もう少し進んだ段階になれば、そういう状況になるという理解でよろしいんでしょうか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 今委員からお話のありました例につきましては、確かに東京都のほうで都市計画変更をしたいということに対して、意見照会がありまして、その内容について、その計画の内容を中心に意見も含めて、諮問したという経過がございます。

今回、優先整備路線として、都施行の部分は新五日市街道線、3・3・3号線が選定されております。こちらは、小平市に限らず西東京市、小平市、立川市、福生市、それぞれの市で必要な箇所が優先整備路線として選定されておりますけれども、今後そういった意見の出し方というのは、例えば都市計画変更が今後この優先整備路線について必要ということであれば、これは法定の手續に則って、そういった意見照会というのはあるというふうに思います。

また別件では整備の延長によっては、環境影響評価というものが必要になる場合もございますので、そういった場合では環境施策の観点から意見照会というのがある場合もあろうかと思えます。その辺はまだこれから、こちらまだ優先的に整備するところをやっと位置決めをしたという段階ですので、今後事業化に向けて東京都のほうで取り組む中で、そのあたりもだんだんわかっていくというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

会 長 : ほかにございませんか。

(なし)

会 長 : それでは、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）について」の質疑を終了いたします。

(閉会の辞)

会 長 : 本日の議事はこれを持ちまして全て終了いたしました。以上をも

ちまして、第2回小平市都市計画審議会を終了いたします。
本日はどうもご苦労さまでございました。
(閉会)